奈良市児童相談所等のあり方検討会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市児童相談所等のあり方検討会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の周知)

- 第2条 参加者に出席を求めて会議を開催した場合は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、市役所内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 議題
 - (5) 傍聴を認める者の定員
 - (6) 傍聴の申込方法
 - (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

- 第3条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入し、許可を受けた上で、傍聴しなければならない。
- 2 傍聴受付は、傍聴を認める定員(以下「定員」という。)に応じて先着順とし、傍聴を希望する者の数が定員に達したときは、受付を終了する。

(入場の禁止)

- 第4条 次に掲げる者は、会議の会議場(以下「会議場」という。)に入ることができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

- 第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
 - (2) 会議場において発言しないこと。
 - (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
 - (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
 - (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
 - (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
 - (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。

- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

- 第6条 傍聴人は、奈良市児童相談所等のあり方検討会議座長(以下「座長」という。)が傍聴を認めないと定めた議題に関する意見交換等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。
- 2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。 (違反に対する措置)
- 第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、 これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料配布等)

- 第8条 傍聴人には、会議次第その他座長が必要と認めた資料を配布するものとする。 (委任)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、平成29年12月 7日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。

別記

第1号様式(第3条関係)

平成○○年度第○回奈良市児童相談所等のあり方検討会議

整理番号	

傍 聴 受 付 簿

住所	
ふりがな 氏 名	